

瀬戸市立小中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 23 日

瀬戸市教育委員会

委員長 加藤 恵子

瀬戸市教育委員会規則第 6 号

瀬戸市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

瀬戸市立小中学校管理規則（昭和 34 年瀬戸市教育委員会規則第 1 号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>瀬戸市立学校管理規則</u></p> <p>（この規則の目的）</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>瀬戸市立</u>の小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 33 条の規定による学校の管理運営の基本的事項を定め、もって民主的にして円滑かつ適正な学校運営に資することを目的とする。</p> <p><u>（栄養教諭）</u></p> <p>第 16 条の 3 <u>学校に栄養教諭を置くことができる。</u></p> <p><u>2 栄養教諭は、校長の監督を受け、児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。</u></p> <p><u>（部主事）</u></p> <p>第 16 条の 4 <u>特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の各部に部主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、部主事を置かないことが</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>瀬戸市立小中学校管理規則</u></p> <p>（この規則の目的）</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>瀬戸市立</u>小学校及び中学校（以下「学校」という。）につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 33 条の規定による学校の管理運営の基本的事項を定め、もって民主的にして円滑かつ適正な学校運営に資することを目的とする。</p>

<p>できる。</p>	
<p>2 <u>部主事は、校長の監督を受け、各部に関する校務をつかさどる。</u></p>	
<p>(教務主任)</p>	<p>(教務主任)</p>
<p>第17条 <u>学校(特別支援学校においては、同学校の各部)</u>に、教務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教務主任を置かないことができる。</p>	<p>第17条 学校に、教務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教務主任を置かないことができる。</p>
<p>2 <省略></p>	<p>2 <省略></p>
<p>(生徒指導主事)</p>	<p>(生徒指導主事)</p>
<p>第17条の5 <u>中学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部に、生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、生徒指導主事を置かないことができる。</u></p>	<p>第17条の5 中学校に、生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、生徒指導主事を置かないことができる。</p>
<p>2 <省略></p>	<p>2 <省略></p>
<p>(進路指導主事)</p>	<p>(進路指導主事)</p>
<p>第17条の6 <u>中学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部に、進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、進路指導主事を置かないことができる。</u></p>	<p>第17条の6 中学校に、進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、進路指導主事を置かないことができる。</p>
<p>2 <省略></p>	<p>2 <省略></p>
<p>(自立活動主任)</p>	
<p>第17条の7 <u>特別支援学校に、自立活動主任を置く。ただし、特別の事情があるときは、自立活動主任を置かないことができる。</u></p>	
<p>2 <u>自立活動主任は、校長の監督を受け、自立活動に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。</u></p>	
<p>(教務主任等の発令)</p>	<p>(教務主任等の発令)</p>
<p>第17条の8 <省略></p>	<p>第17条の7 <省略></p>
<p>2 <省略></p>	<p>2 <省略></p>
<p>(主任養護教諭)</p>	<p>(主任養護教諭)</p>
<p>第17条の9 <省略></p>	<p>第17条の8 <省略></p>

<p>2及び3 <省略> (司書教諭)</p> <p><u>第17条の10</u> 12学級以上の学校(特別支援学校においては、12学級以上の各部)に、司書教諭を置く。</p> <p>2及び3 <省略> (県費負担事務職員)</p> <p><u>第17条の12</u> 学校に県費負担事務職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号。以下「法」という。)第1条に規定する事務職員をいう。)である事務長、主査、主任及び主事を置くことができる。ただし、特別支援学校には、事務長を置くものとする。</p> <p>2から5まで <省略></p> <p><u>第17条の13</u> <省略></p> <p>2及び3 <省略> (県費負担学校栄養職員)</p> <p><u>第17条の14</u> <省略></p> <p>2から5まで <省略> (学校評議員)</p> <p><u>第17条の15</u> <省略></p> <p>2及び3 <省略></p>	<p>2及び3 <省略> (司書教諭)</p> <p><u>第17条の9</u> 12学級以上の学校に、司書教諭を置く。</p> <p>2及び3 <省略> (県費負担事務職員)</p> <p><u>第17条の11</u> 学校に県費負担事務職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号。以下「法」という。)第1条に規定する事務職員をいう。)を置くことができるものとし、その職を事務長、主査、主任及び主事とする。</p> <p>2から5まで <省略></p> <p><u>第17条の12</u> <省略></p> <p>2及び3 <省略> (県費負担学校栄養職員)</p> <p><u>第17条の13</u> <省略></p> <p>2から5まで <省略> (学校評議員)</p> <p><u>第17条の14</u> <省略></p> <p>2及び3 <省略></p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(瀬戸市立小中学校管理規則施行細則の一部改正)

2 瀬戸市立小中学校管理規則施行細則(昭和34年瀬戸市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>瀬戸市立学校管理規則施行細則</u></p> <p>(意義)</p> <p>第1条 <u>瀬戸市立の小学校、中学校及び特別支援</u>学校の管理及び運営に関しては、別に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この規則において、管理規則とは、<u>瀬戸市立学校管理規則</u>(昭和34年教育委員会規則第1号)をいう。</p>	<p style="text-align: center;"><u>瀬戸市立小中学校管理規則施行細則</u></p> <p>(意義)</p> <p>第1条 <u>瀬戸市立小中学校</u>の管理及び運営に関しては、別に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この規則において、管理規則とは、<u>瀬戸市立小中学校管理規則</u>(昭和34年教育委員会規則第1号)をいう。</p>

(瀬戸市立学校体育施設スポーツ開放に関する規則の一部改正)

- 3 瀬戸市立学校体育施設スポーツ開放に関する規則(昭和51年瀬戸市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理責任)</p> <p>第5条 開放中の開放施設の管理は、<u>瀬戸市立学校管理規則</u>(昭和34年瀬戸市教育委員会規則第1号)第6章の規定にかかわらず、教育委員会が行うものとし、その管理責任は、同委員会に帰属するものとする。</p> <p>2 <省略></p>	<p>(管理責任)</p> <p>第5条 開放中の開放施設の管理は、<u>瀬戸市立小中学校管理規則</u>(昭和34年瀬戸市教育委員会規則第1号)第6章の規定にかかわらず、教育委員会が行うものとし、その管理責任は、同委員会に帰属するものとする。</p> <p>2 <省略></p>